

脱炭素社会の 実現を目指して 建築物 省エネ性能確保に 待ったなし!

施行迫る 改正省エネ法と性能基準省令

ポイント解説

(改正)「建築物省エネ法」

(改正)「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標の強化が閣議決定した。これを受けて、わが国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取り組みが急務となっている。

建築物の省エネ性能の一層の向上を図る抜本的な強化対策として、施行目前に迫った関係法について以下に概要を紹介する。

<2050年カーボンニュートラルに向けた取組>



抜本的な取り組みの強化が必要不可欠

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネットゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

2030年

2050年

法改正

2025年
4月から

全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合を義務付け



「建築物省エネ法」改正(2022年6月17日公布)

POINT

① 原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

POINT

② 建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性を審査

POINT

③ 2025年4月に施行(予定)

住宅・建築物の「省エネ基準」について

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造および設置に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなる。新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用される。

2022年6月公布の「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられる。

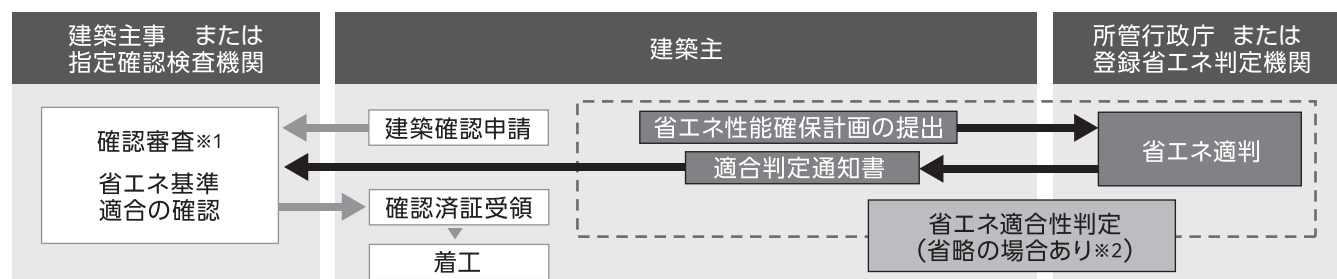
併せて、建築基準法の改正により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小が措置され、建築主・設計者が行う申請手続き等も変更される。

① 原則(※)全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務(2017.4~)	届出義務	適合義務(2017.4~)	適合義務	適合義務
中規模	適合義務(2021.4~)	届出義務	適合義務(2021.4~)	適合義務	適合義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のものおよび、現行制度で適用除外とされている建築物は適合義務の対象から除く

② 建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性を審査



- 省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがある。
- 新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用される。

※1 完了検査時においても省エネ基準適合検査が行われる ※2 使用基準を用いるなど審査が比較的に容易な場合は、適合性判定は省略される

③ 2025(令和7)年4月に施行予定

- 申請側、審査側の十分な準備期間を確保しつつ、2025(令和7)年4月に施行を予定する。
- ※4号特例の見直しについても同時に施行予定

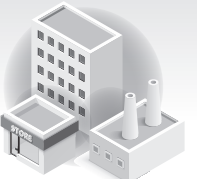
- 施行日以後に工事着手する建築物の建築が適合義務の対象
- 法改正に係る法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など最新情報は国土交通省のHPで適宜公開



省令改正

2024年
4月から

大規模非住宅建築物の 省エネ基準を引き上げ



「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」改正

POINT

① 延床面積2,000㎡以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準を引き上げ

POINT

② 用途ごとに基準値の水準を設定(現行省エネ基準を15~25%強化)

POINT

③ 2024年4月1日に施行

「建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)」に基づく適合義務制度

延床面積が300㎡以上の中大規模の非住宅の新築、増改築を行う建築主は、省エネ基準への適合が義務付けられている。所管行政庁または登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要がある。

2021年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画等において、2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこととされており、省エネ基準を段階的に引き上げることになった。

適合義務化が先行している大規模非住宅建築物について、各用途の適合状況等を踏まえ、省エネ基準が引き上げられる。

※住宅について、強化外皮基準への適合および再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減。非住宅建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から用途に応じて30%または40%(小規模建築物については20%)削減。

① 延床面積2,000㎡以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準を引き上げ

- 建築物省エネ法において、延床面積が300㎡以上の中大規模非住宅建築物は、省エネ基準への適合が義務付けられており、このほど延床面積2,000㎡以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準を引き上げることとした。

Q 基準見直しに伴い、手続きの変更はあるか。

A 手続き変更はない。これまでと同様、所管行政庁または登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要がある。

Q 将来的には中規模・小規模非住宅建築物や住宅の省エネ基準も見直されるか。

A 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、適合状況等を踏まえつつ基準の見直しを予定している。

② 用途ごとに基準値の水準を設定

- 大規模な非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準を15~25%強化。

[改正前]			[改正後]	
用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)		用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
全用途	1.0		工場等	0.75
			事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
			病院等・飲食店等・集会所等	0.85

③ 2024(令和6)年4月1日施行

- 改正省令の施行日以降に適合性判定を申請する建築物について、引上げ後の省エネ基準適合が必要となる。
- 改正に係る最新情報は国土交通省のHPで適宜公開

国土交通省HP→

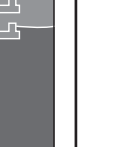


改正建築物省エネ法対応へのお問い合わせは

022-261-6624

(環境・省エネ部)

wanisekkei.co.jp



環境省エネ部・設備設計部のシナジーで未来の地球環境に貢献する

仙台市青葉区大町1-4-1 明治安田生命仙台ビル

代表 TEL 022-261-6620



一般社団法人
日本空調衛生工事業協会
東北支部

支部長 小林 照和

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5-22 宮城県管工事業会館5F
TEL.022(262)2318 FAX.022(215)4801

ひと・すまい・まち 輝く未来 私たちは宮城のために
一般社団法人 宮城県建築士事務所協会
●宮城県指定建築士事務所登録機関 ●建築士法定講習実施機関
●宮城県地域型復興住宅推進協議会
会長 高橋 清秋
副会長 加藤 良一 副会長 石原 修治
副会長 佐々木昌喜 副会長 大宮利一郎
〒980-0011 仙台市青葉区上杉2丁目2-40 宮城県建築設計会館
TEL.022(223)7330 FAX.022(223)7319
E-mail jimukyoku@miyajikyoo.com URL https://miyajikyoo.com

福島県総合設備協会

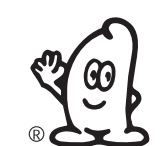
会長 大槻 博太

福島市松浪町9-6(福島県電設業協会内)
TEL.024(533)6226代 FAX.024(533)6235

空気調和・衛生・環境設備・設計施工

Atmax 株式会社 アトマックス

代表取締役 佐々木 修

仙台市青葉区木町通1丁目2-4
TEL.022(262)3331 FAX.022(262)3336
U R L: http://www.atmax.co.jp/
E-mail: info@atmax.co.jp

空気調和・給排水衛生設備工事 ダクト工事 産業機械開発

株式会社 内藤工業所

〒963-8861 福島県郡山市鶴見町1丁目14番5号
TEL.024(923)1800 FAX.024(923)1839
http://kougyou.nk-g.co.jp/

本社／仙台市宮城野区榴岡4丁目1-1 〒983-8622 TEL.022-296-2111
東京本部／東京都千代田区大手町2丁目2-1 〒100-0004 TEL.03-3243-7111
支社／青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・新潟・北海道・東京・横浜・大阪
※ユアテックは「ユアテックスタジアム仙台」のネーミングライツパートナーです。